

さいたま市告示第 1 5 7 8 号

屋外広告物法(昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号)第 7 条第 4 項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成 1 4 年条例第 1 0 9 号)第 2 1 条の 2 及び第 2 1 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|---------|
| (1) はり札 | 1 1 1 枚 |
| (2) 立看板 | 2 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本 2 丁目 1 6 番地 3

4 連絡先

- | | |
|--------|----------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 0 4 8 (8 4 0) 6 1 7 8 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和7年10月9日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数 量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	桜区	はり札	1	令和7年9月1日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月1日	17時00分	
2	南区	はり札	27	令和7年9月2日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月2日	17時00分	
3	桜区	はり札	26	令和7年9月5日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月5日	17時00分	
4	桜区	立看板	1	令和7年9月5日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月5日	17時00分	
5	浦和区	はり札	24	令和7年9月9日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月9日	17時00分	
6	緑区	はり札	6	令和7年9月10日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月10日	17時00分	
7	中央区	はり札	26	令和7年9月12日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月12日	17時00分	
8	中央区	立看板	1	令和7年9月12日	8時30分 から 17時00分	令和7年9月12日	17時00分	
9	浦和区	はり札	1	令和7年9月19日	15時00分 から 17時00分	令和7年9月19日	17時00分	
	計	はり札	111					
		立看板	2					